

お客様各位

成協信用組合

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
ならびに「民法改正」を踏まえた預金規定等の改定について**

当組合は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」ならびに2020年4月の「民法改正」を踏まえ、預金規定等の一部を改定いたします。

1、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

当組合では、新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

2、「民法改正」を踏まえた改定

主な改定事項は下記の通りです。

- ① 預金等契約の成立時期について
- ② 各規定等の周知方法の明確化について
- ③ 相続時の預金払戻しについて
- ④ 定期預金の解約に関する制限について
- ⑤ 成年後見人等に関する届出義務の明確化について

上記の変更に伴い、以下の通り預金規定等を改定いたします。

3、対象となる預金規定等

※ 改定後の新規規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| ○ 普通預金規定 | ○ 無利息型普通預金規定 |
| ○ 総合口座取引規定（定期性総合口座取引規定を含みます） | |
| ○ 貯蓄預金規定 | ○ 後見制度支援預金規定 |
| ○ 定期預金規定 | ○ 定期積金規定 |
| ○ 納税準備預金規定 | ○ 当座勘定規定（専用約束手形口用を含みます） |
| ○ 通知預金規定 | ○ 振込規定 |

4、規定適用開始時期

令和2年4月1日（水）

以 上